

会 議 録

1 会議名

平成29年度第2回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) その他

3 開催日時

平成29年9月29日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで

4 開催場所

上越市役所 3階 302会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、高橋邦夫（副会長）、早川英雄、横山洋子、原野聖子、高柳智子、浦壁澄子、梅澤圓了、岩井文弘
- ・ 事務局：総務管理課 金山課長、松崎副課長、柳澤係長、小平主事

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 保育園舎の施錠及び開錠に係る静脈情報登録業務」について事務局に説明を求める。

【小平主事】

資料2ページ及び3ページの「保育園舎の施錠及び開錠に係る静脈情報登録業務（保育課）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【原野委員】

緊急事態発生時、静脈認証が未登録の方が、保育園舎へ出入を希望する場合は、どのように対応するのか。

【柳澤係長】

緊急事態を把握した方が、園長に連絡できるよう、緊急の連絡網を各保育園で作成している。あわせて必要に応じて警備会社や関係機関に連絡をする中で、速やかに対応する。

【原野委員】

事前に登録した方以外は、鍵が開かない体制を採用するのか。

【柳澤係長】

通常時は指紋認証だが、緊急時においては、他の方法で開錠できるようになっている。

【原野委員】

退職された職員の静脈情報は抹消されるのか。

【柳澤係長】

抹消となる。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 上越市こどもセンター一時預かり事業に関する業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料4ページから7ページまでの「上越市こどもセンター一時預かり事業（こども課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【高橋副会長】

一時預かりの利用資格審査及び負担金算定で収集している個人情報、預ける児童の保護者の個人情報であるか。

【柳澤係長】

保育を希望する子供の氏名、年齢、家族状況や保護者の方の住所、氏名、電話番号等の情報が収集される。

【高橋副会長】

預かる子どもと保護者の両方に関する個人情報が収集となるのか。

【柳澤係長】

そうである。

【高橋副会長】

項目では、子どもと保護者の区別なく一つでまとめてあるので分かりにくい。

【梅澤委員】

収集の方法で本人から直接収集するということで分かりにくい。

【柳澤係長】

本人となっているが、保護者から直接に個人情報を収集する。

【梅澤委員】

本人ではなく、親権者若しくは保護者と書いたほうが分かりやすいと思う。

【岩井委員】

収集項目で、人的関係と精神状態があるが、どのような場合を想定して含めているのか。

【柳澤係長】

人的関係は、緊急時連絡先に当たる方の名前が記載している場合に、預けられている子どもとの関係性や家族状況を記載してもらうため、含んでいる。精神状態は、子どもを預かるときに、母子健康手帳を提示してもらう。母子健康手帳の中に精神状態等の情報が含まれている可能性があるため、含んでいる。

【岩井委員】

精神状態とは、精神的な病気の状態という意味か。

【金山課長】

子どもを預かるときに、保護者に子どもの当日の状態を聴く必要があるので、精神状態や健康状態が入っている。病気ということではない。

【岩井委員】

子どもの発達障害というものがあるが、そういった情報も含まれるのか。

【柳澤係長】

子どもを預かるときに、配慮が必要な場合にその内容も含めて正確な情報をお聞きして、適切な保育ができるようにするものであり、その中には発達障害等の情報も含まれると考えられる。

【高柳委員】

収集開始日が9月1日となっており、既に経過している。

【柳澤係長】

前回の会議の際も実際の収集開始日が諮問日より前である場合があり、意見を頂戴したところである。前回の審議会終了後、答申結果を庁内に通知する際に、個人情報の収集を行う際は、審議会への諮問が義務付けられていることを改めて認識して、今後は諮問を失念することがないように十分に注意する旨の内容を周知するとともに、7月6日に職員を対象とした情報公開制度等に関する研修会を実施した際にもあわせて説明し、注意喚起したところである。機会を捉えて個人情報の適正な取扱い及び管理徹底を図る中で、諮問をするよう周知をしている。今回も、収集開始日が審議会開催日より前になっている案件があるので、引き続き適切な働きかけをしていく必要があると認識している。

【高柳委員】

諮問の失念がないよう心掛けていただきたい。

【梅澤委員】

個人情報の収集は指定管理者が行うのか。

【柳澤係長】

業務委託であり、委託先の職員が申込みの受付をする。

【原野委員】

委託先は決まっているのか。

【金山課長】

NPO法人のマミーズ・ネットと聞いている。

【岩井委員】

市民プラザにこどもセンターがあるが、これがオーレンプラザの施設内にも開設されることでよいか。

【柳澤係長】

そうである。市民プラザのこどもセンターは、一時預かりを実施していない。一時預かりの場合は、オーレンプラザ内のこどもセンターを利用することになる。

【高橋副会長】

高柳委員から話が出たが、諮問を失念した場合はその旨を明記してほしい。収集開始日が9月1日となっているが、委託期間が毎年4月1日から翌年3月31日までである。

この4月1日は今年の解釈でよいか。

【柳澤係長】

そうである。委託はオーレンプラザ内のこどもセンターだけでなく、市民プラザ内のこどもセンター業務を含め包括的に委託契約を締結しており、契約期間が4月1日から3月31日となっている。しかし、4月はオーレンプラザが開館していなかったため、諮問の業務を取り扱う時期が9月となっている。

【高橋副会長】

9月1日はオーレンプラザでの業務開始日であり、委託契約については、オーレンプラザだけでなく、市民プラザでの業務も含めているため、4月1日からとしているのか。

【柳澤係長】

そうである。

【梅澤委員】

委託先には個人情報保護について徹底はされているのか。

【柳澤係長】

委託契約書の中で個人情報保護について記載している。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の上承を得る。続いて「3 上越市除雪功労者表彰に関する業務」について事務局に説明を求める。

【小平主事】

資料8ページから13ページまでの「上越市除雪功労者表彰に関する業務（道路課雪対策室）【業務登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【高橋副会長】

収集する個人情報の項目の犯歴はどういった理由で含まれているのか。

【柳澤係長】

上越市除雪功労者表彰要綱で資格要件について定めている。欠格条項として社会的な信用を著しく損なう重大な法令違反その他表彰にふさわしくない行為があった人を表彰の対象としていない。欠格条項を確認する中で把握する項目として犯歴が入っており、具体的には、推薦書内の経歴等の中に過去10年の除雪作業中における交通違反及び事故歴の記載項目があるため、今回の収集項目に含めている。

【高橋副会長】

除雪中の事故等と記載したほうが分かりやすい。犯歴だと重大な犯罪とってしまう。今ほどの欠格条項の話聞いたので、説明を受けた範囲内での情報収集だと認識した。

【柳澤係長】

軽微な事故であれば表彰の欠格条項に含めないもので、軽微な事故も全て求めるものではない。

【岩井委員】

表彰の対象者はどういった除雪機を運転する方か。

【柳澤係長】

重機と呼ばれる機械を運転する方で、ブルドーザーやロータリーと呼ばれる機械のオペレーターである。

【岩井委員】

上越市に長年にわたり功労を取めた方を表彰する制度があり、市道の除雪に長年にわ

たり従事した方を表彰していると思うが、その制度と今回の業務登録との区別はどのようにしているのか。

【柳澤係長】

表彰制度は、上越市表彰条例に基づいて表彰となる要件が定まっている。上越市表彰条例に基づく表彰は、多大なる功績をあげられた方を表彰する仕組みである。一方で、今回諮問した除雪功労者への表彰は、ある程度の人数的の方を表彰することによって、除雪業務に従事する方の士気を高め、次世代を担うオペレーターの育成に資することを目的としているので、広く表彰できるような仕組みを設けたいということで今回設けた。上越市表彰条例では対象とならない方が、除雪功労者表彰制度の対象となる。

【岩井委員】

市の表彰制度の中で、除雪の表彰は給料をもらって除雪に携わった方は除外となるが、今回の諮問の場合は異なるのか。

【柳澤係長】

そうである。今回の諮問では業務として除雪作業に従事しており、業者に雇用されている方が表彰の対象となる。

【岩井委員】

市の表彰制度と重複しないようにしてほしい。

【柳澤係長】

表彰者の選考の段階で、重複しないよう考慮していく。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の上承を得る。続いて「4 学校等給食費管理業務」について事務局に説明を求める。

【小平主事】

資料14ページ及び15ページの「学校等給食費管理業務（教育総務課）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【横山委員】

収集する個人情報の項目内の死亡とはどういうことか。

【金山課長】

保護者が亡くなられた場合などに、経済状況について聞き取りをする際に収集する。

【高橋副会長】

給食費の徴収について学校に関わる経費のため、他の学校経費の徴収と連動していると思う。そういった情報の収集は今回の諮問に含まれているのか。学校では給食費のような公的な費用の徴収と教材費など公的でない費用がある。学校では公的な費用よりも公的でない費用の徴収を優先する傾向がある。税金だけの滞納状況だと見えにくい部分があるのではないか。

【柳澤係長】

学校から給食費の未納状況の報告を受ける中で、PTA会費などの学校経費についての滞納状況もあわせて聞き取りをする。収集する個人情報の項目内の滞納状況には、学校経費も含まれている。

【高柳委員】

収集の方法について、本人同意が得られない場合に、こども課や学校教育課に連絡して情報を得ることでよいか。

【柳澤係長】

本人同意に基づく情報と学校から収集する情報の両方を想定している。

【高柳委員】

子どもと保護者の同意が得られなくても学校から市へ情報の提供があるということか。

【柳澤係長】

本人の同意を得て学校で保有している情報を収集する。直接に同意を得る場合と学校が本人同意を得て情報を保有しているという前提条件の下で、学校から情報をもらう場合がある。

【高柳委員】

経済面で支払うことができない状況にある方は就学支援制度の中で補助を受けており、督促まで徴収事務を進めていないと思うので、しっかりと徴収業務が機能するか疑問である。もう一つ聞きたいが、文書等の保存期間が5年から10年に変更となった理由はなにか。

【柳澤係長】

保存期間が10年に変更となった理由は、予算の執行に関する文書は通常5年であるが、その中で重要な場合は10年という区切りになっている。今回、収集項目を見直すに当たり、状況をよりきめ細やかに把握するために重要な文書として保存期間を長くした。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 国民健康保険診療（調剤）報酬明細書点検業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料16ページ及び17ページの「国民健康保険診療（調剤）報酬明細書点検業務（国保年金課）【外部提供登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【高柳委員】

重複多受診者や重複投薬者が実際に多数いるため、今回諮問したのか。

【柳澤係長】

多数はいない。実際に該当者に対し、直接の働きかけはしているが、指示に従わないため、医療機関と薬局と市が連携して働きかけを強化していくことで今回諮問した。

【高柳委員】

該当者は市から直接指導が入るということによいか。

【柳澤係長】

以前から市の直接指導は行っているが、これまでに加えて病院や薬局が処方についての確に把握することで、該当者が処方を受けに来られた場合に適切に対応できるようにした。

【高柳委員】

薬をもらうだけではなく、それぞれの機関が情報共有するということがよいか。

【柳澤係長】

そうである。

【原野委員】

一般的に薬局等と私たちがやりとりする情報が対象となるのか。

【柳澤係長】

あくまでも重複多受診者や重複投薬者のおそれがある方の情報に限って情報収集する。

【梅澤委員】

今まで診療報酬を紙面で点検していたときは、このような複数の薬局等から同一の薬剤の処方を重ねて受けることは把握できなかった。しかし、電算処理してから個人の診療報酬の明細がデータで管理される。そのため、データを見れば重複多受診や重複投薬の情報が把握できる中で、他に提供するのか。

【柳澤係長】

重複多受診や重複投薬の状況にある該当者が、次に処方を受けに来られた場合に医療機関や薬局に配慮するよう連絡するものである。

【梅澤委員】

今まで情報提供を実施していなかったのか。

【柳澤係長】

件数が少なかったので、該当者と直接のやり取りだけで解消するよう取組を進めていたが、解消が困難な状況でさらに対応が必要ということで今回諮問している。

【原野委員】

情報提供した重複多受診や重複投薬の疑いがある方が来られた場合の対応方法を考えておく必要があるのではないかと。

【柳澤係長】

国保年金課から今回の制度の運用開始を通知することになるが、その中で具体的な対応方法を伝えていく必要がある。

【浦壁委員】

収集項目の健康状態や精神状態は、処方時点に限定した状態である。そのような情報を項目に含むことは不明確で混乱を招くおそれがあるのではないかと。健康状態と精神状態を誰がどのように把握するのか。

【柳澤係長】

どの医療機関を受診しているかにより、該当者の受診時における状態に関する情報が入ってくると考えられることから登録している。その時点で受診している医療機関をピックアップする中で、受診時の情報も場合によってはやり取りが発生することで項目に含めている。提供する場合は目的とする適正受診、適正服薬を達成するために必要のないものであれば、提供する必要がない情報であるので、担当課で情報の中身を精査して必要最小限の情報を提供するものである。

【原野委員】

凡例で健康状態と精神状態はどのように定義されているのか。

【柳澤係長】

健康状態は、健康診断結果や、検診結果を含むものであり、該当者の体調に関する状態である。精神状態は、精神疾患を抱えているなどの状態である。

【原野委員】

私は精神状態の項目は非常に重要だと思っている。例えば、精神疾患を患う方は、伝えた言葉をこちらが思っていることと異なる捉え方をして怒ったりしてしまう。お互いが気を付けるために精神状態は共有したほうがよいと思う。厳しく拒否してしまうと、傷つく精神状態の方であれば問題があると思うし、怒りを抑えられず暴れてしまうと、

薬局の方にも迷惑をかけてしまう。

【岩井委員】

薬局に行くとお薬手帳の提示を求められるが、これは徹底されているのか。

【柳澤係長】

重複投薬者はお薬手帳で管理ができるという考え方もあるが、手帳がなくても処方を受けることが可能である。

【梅澤委員】

お薬手帳は一人一冊しか持てないのではなく、何冊も持つことが可能であるため、薬局側の管理も困難である。今回の諮問のように国保年金課で管理すれば安全安心だと思う。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「6 頸動脈エコー検査業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料18ページ及び19ページまでの「頸動脈エコー検査業務（国保年金課、健康づくり推進課）【業務委託登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【高柳委員】

委託期間は既に終了しているものか。

【柳澤係長】

検査業務は毎年実施するものであり、平成28年の8月から年度末まで実施し、平成29年度の検診が現在契約期間中である。

【高柳委員】

一括再委託の禁止とあるが、自動更新されているのか。

【柳澤係長】

再委託は下請けに任せる意味である。

【原野委員】

この業務は4月から7月は実施していないのか。

【柳澤係長】

そうである。年間で一定の期間に実施している。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(2) その他

【大森会長】

個人情報の項目の定義について改めて共通認識を持つため、次回の審議会で資料と合わせて配布をお願いしたい。他に事務局から連絡事項等はあるか。

【松崎副課長】

次回の審議会の日程であるが、12月を予定している。10月下旬に委員の方々に日程調整と開催の案内をする予定である。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。